

20 遺族厚生年金

重要度

A

<法改正チェック> 老齢厚生年金の受給資格期間の短縮に伴い、遺族厚生年金、特例遺族年金の支給要件が整備された。

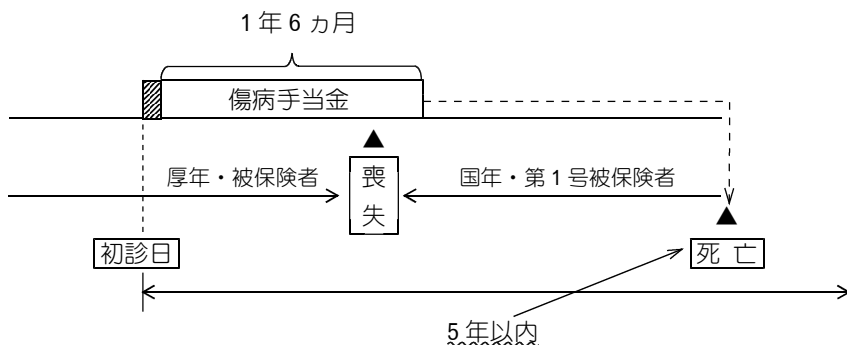
1 遺族厚生年金の受給権者

1. 支給要件

遺族厚生年金は、被保険者又は被保険者であった者が、次のいずれかに該当したときに、その遺族に支給される。

- ① 被保険者（失踪の宣告を受けた被保険者であった者であって、行方不明となった当時被保険者であったものを含む。）が死亡したとき
- ② 被保険者であった者が、被保険者の資格を喪失した後に、被保険者であった間に初診日がある傷病により、当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき ※1
- ③ 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡したとき ※2
- ④ 老齢厚生年金の受給権者（保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者に限る。）又は保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年以上である者が、死亡したとき ※3

※1：「初診日から起算して5年」の部分で「資格喪失日から起算して5年」に置き換えて誤りの問題が出題されたことがある。



※2：障害等級の3級に該当する障害の状態にある障害厚生年金の受給権者が死亡した場合であっても、遺族厚生年金の支給要件は満たさない。

※ 3：「25 年以上」の要件については、「保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が 25 年以上」である者の死亡についても、支給要件を満たしたものとみなされる。また、遺族基礎年金と同様の期間短縮措置が設けられている（国民年金法 **16** / **1** 参照）。

POINT

①～③による死亡を「短期要件」、④による死亡を「長期要件」という。

2. 保険料納付要件

前記 1 の①、②に該当する場合には、遺族基礎年金と同様の保険料納付要件を満たさなければならない。この場合、保険料納付要件の特例の規定も適用される。

POINT

保険料納付要件の特例は、「死亡日において 65 歳未満」でなければ、適用されない。

3. 短期要件と長期要件

死亡した被保険者又は被保険者であった者が、短期要件と長期要件の両方に該当した場合は、その遺族が遺族厚生年金を請求したときに「別段の申出」をした場合を除き、短期要件にのみ該当し、長期要件には該当しないものとみなされる。

例えば、特別支給の老齢厚生年金を受給しながら、同時に厚生年金保険の被保険者である者が死亡した場合、遺族が遺族厚生年金を請求したときに別段の申出をしなければ、当該遺族厚生年金は、被保険者が死亡したことにより支給されるものとみなされる（短期要件が優先される）。

昭和 21 年 4 月 1 日生まれ、平均標準報酬額が 42 万円、被保険者期間が 240 月（総報酬制実施前の期間はないものとする）である被保険者が、老齢厚生年金を受給している間に死亡し、その遺族が死亡した者の母である場合の事例をみても次のとおりとなる。この場合、短期要件による遺族厚生年金の額は、死亡した者の厚生年金保険の被保険者期間が 300 月に満たない場合であっても、300 月とみなされるため、短期要件による年金額の方が大きくなる。

$$\boxed{\text{短期要件}} \Rightarrow 42 \text{ 万円} \times (5.481/1,000) \times 300 \text{ 月} \times (3/4) \approx \underline{517,955 \text{ 円}}$$

$$\boxed{\text{長期要件}} \Rightarrow 42 \text{ 万円} \times (5.562/1,000) \times 240 \text{ 月} \times (3/4) \approx \underline{420,487 \text{ 円}}$$

POINT

「短期要件」と「長期要件」では、原則として「短期要件」が優先される。

2 遺族の範囲

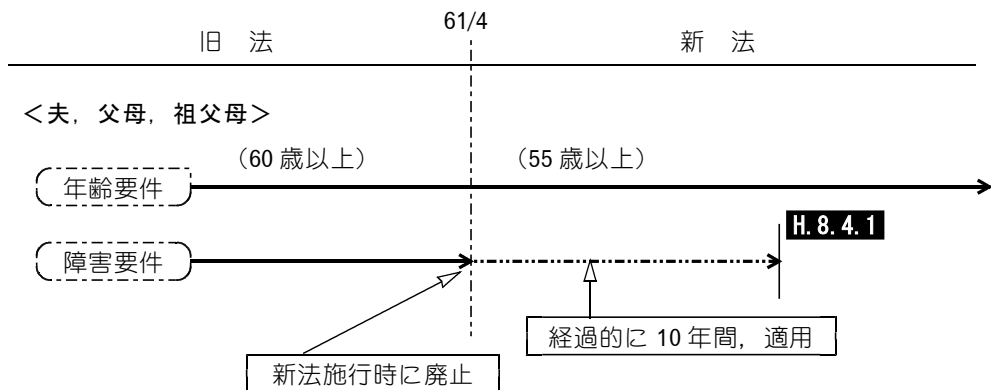
1. 遺族の範囲

遺族厚生年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であった者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母であつて、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時（失踪の宣告を受けた被保険者であった者であつて、行方不明となった当時）その者によって生計を維持していたものとされている。

ただし、妻以外の者については、次の要件に該当していることが必要である。

遺族	要件
夫、父母、 祖父母	55歳以上であること（60歳に達するまでの期間、その支給が停止される） ※1、※2、※3
子、孫	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満で障害等級の1・2級の障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていないこと

※1：被保険者又は被保険者であった者が、平成8年4月1日前に死亡した場合において、その遺族が障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母である場合は、これらの者は、55歳未満であっても遺族厚生年金を受けることができる遺族となる。



※2：旧適用法人共済組合員期間を有する退職共済年金等の受給権者等が、平成19年4月1日前に死亡した場合において、その遺族が障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある夫、父母又は祖父母である場合は、これらの者は、55歳未満であっても遺族厚生年金を受けることができる遺族となる。

※3：旧農林共済組合員期間を有する退職共済年金等の受給権者が、平成24年4月1日前に死亡した場合についても、※2と同様の規定が設けられている。

POINT

- ① 「兄弟姉妹」は、遺族厚生年金を受けることができる遺族に含まれない。
- ② 父母には、養父母（養子縁組による父母）も含まれるが、配偶者の父母は含まれない。
- ③ 妻については、年齢要件、障害要件が問われない。

2. 遺族の順位

遺族厚生年金を受けることができる遺族の順位は、①配偶者、子、②父母、③孫、④祖父母の順である。

※ 1：先順位の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得したときは、後順位の遺族は遺族厚生年金を受けることができる遺族とならない。

※ 2：「配偶者、子」は、いずれも第1順位の遺族（同順位）となり、受給権者となる。

3. 胎児の出生

被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、将来に向かって、その子は、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していた子とみなされる。

3 特例遺族年金**1. 支給要件**

第1号厚生年金被保険者期間が1年以上であり、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者で、第1号厚生年金被保険者期間と旧共済組合員期間とを合算した期間が20年以上である者が死亡した場合において、その者の遺族が遺族厚生年金の受給権を取得しないときは、その遺族に特例遺族年金が支給される。

2. 支給額

特別支給の老齢厚生年金の年金額の特例（報酬比例部分と定額部分とを合わせた額）の例により計算した額の100分の50に相当する額である。